

釧路市こども計画策定に係る基礎調査支援業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

- 1 委託業務名
釧路市こども計画策定に係る基礎調査支援業務委託
- 2 業務の目的
こども基本法第10条第2項において、「市町村こども計画」の策定に努めることとされている。また、同法第11条において、こども施策を策定・実施・評価するにあたってはこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされている。
本業務は、釧路市こども計画の策定にあたり、こどもや若者、子育て世帯等に対する意見聴取及びその他こども計画の策定に必要な調査の実施、会議の運営を通して本市の課題を明確化するための支援を目的とする。
- 3 業務委託期間
委託契約締結日から2027年（令和9年）3月31日まで
- 4 業務内容
別紙「釧路市こども計画策定に係る基礎調査支援業務委託仕様書」に基づき実施するものとする。
- 5 提案上限額
金4,290,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。また、提案内容に関わらず、この上限を超える提案は受け付けない。
- 6 選定方法
公募型プロポーザル方式により選定する。
- 7 参加資格要件
次に掲げる条件を全て満たすものとする。
 - (1) 北海道内に本店または支店、営業所を有していること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立が成されている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立成されていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
 - (4) 釧路市暴力団排除条例（平成24年条例第33号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
 - (5) 釧路市物品購入等入札参加資格者名簿における取扱品目で「その他の検査・調査業務」または「その他の委託」が登録されていること。
 - (6) 北海道内自治体において、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定支援業務を10件以上受託した実績且つ、全国でこども計画策定及び基礎調査を10件以上受託した実績を有している者。
 - (7) 法人税（国税）及び法人住民税（市区町村税）の滞納がないこと。
 - (8) 入札執行の日までの間に、釧路市建設工事等指名停止等取扱要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

8 契約までのスケジュール

項目	期間等
①実施要領等の公告	2026年(令和8年)4月24日(金)
②参加表明・企画提案に関する質問票の提出期限	2026年(令和8年)5月11日(月)午後5時まで ※電子メールにて受付
③質問の回答	2026年(令和8年)5月12日(火)までに電子メールにて回答・ホームページ公表
④参加表明書及び企画提案書等の提出期限	2026年(令和8年)4月24日(金)から 2026年(令和8年)5月18日(月)午後5時まで ※郵送の場合は必着
⑤参加資格審査結果通知及びプレゼンテーション参加要請通知	2026年(令和8年)5月19日(火)までに電子メールにて通知
⑥プレゼンテーション	2026年(令和8年)5月28日(木) 13時30分～15時30分 参加者の時間等の詳細については、別途、電子メールにて連絡
⑦結果通知	2026年(令和8年)5月29日(金)までに電子メールにて回答
⑧契約締結	2026年(令和8年)6月上旬予定

9 質問の受付・回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票(様式1)」を提出すること。

(1) 受付期間

2026年(令和8年)4月24日(金)から2026年(令和8年)5月11日(月)午後5時まで

(2) 提出先

〒085-8505 北海道釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市役所 子ども保健部 こども育成課
電子メール: ko-kodomomirai@city.kushiro.lg.jp

(3) 提出方法

「質問票(様式1)」に必要事項を記入の上、電子メールにて送信し、送信後は必ず電話で送信確認を行うこと。(電話:0154-31-4584)

なお、電子メール以外での質問については、回答しない。

(4) 回答

2026年(令和8年)5月12日(火)までに電子メールにて回答する。また、質問内容と回答内容は同日中に釧路市ホームページにて公表する。

10 参加表明書及び企画提案書等の提出

参加希望者は次のとおり参加表明書及び企画提案書、資料(以下「参加表明書及び企画提案書等」)、を提出しなければならない。なお、提案は、1事業者につき1提案とする。

(1) 受付期間

2026年(令和8年)4月24日(金)から2026年(令和8年)5月18日(月)午後5時まで ※郵送の場合は必着

(2) 提出書類

- ア 参加表明書(様式2)
- イ 類似契約業務実績書(様式3)

- ウ 企画提案書
提案書表紙のみ指定様式（様式4）その他は任意様式による。
ただし、A4版で簡潔にわかりやすくまとめること。
 - エ 実施体制調書 指定様式（様式5）による。
 - オ 業務行程 任意様式による。
 - カ 見積書 任意様式による。
 - キ 令和9年度業務に向けた参考提案書
こども計画は、基礎調査結果を踏まえて策定するため、令和9年度に実施する計画策定業務に係る次の3点についての参考提案書を提出すること。
 - （ア）こども計画策定業務に係る提案 任意様式による。
 - （イ）見積書（見積内訳がわかるもの） 任意様式による。
 - （ウ）業務スケジュール 任意様式による。
- 持参、郵送の場合は上記アからキを各7部作成すること。

- (3) 提出先
〒085-8505 北海道釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市役所 こども保健部 こども育成課
電子メール：ko-kodomomirai@city.kushiro.lg.jp
- (4) 提出方法
提出先に持参、郵送又は電子メールにて送信すること。郵送する場合は、事前に連絡すること。電子メールを送信する場合は、送信後に必ず電話で送信確認を行うこと。（電話：0154-31-4584）
- (5) 参加資格審査結果通知及びプレゼンテーション参加要請通知
参加表明書及び企画提案書等による参加資格要件の審査結果は電子メールにより通知する。また、参加資格が適合と判定された者（以下「参加資格適合者」という。）にはプレゼンテーション参加要請を併せて通知する。ただし、参加資格適合者が4者以上であった場合は、「10(2)イ 類似契約業務実績書（様式3）」をもって、受託件数が多い順に上位3者を選定し、すべての参加者へ結果を電子メールにて通知する。

1.1 選考方式

- (1) 審査方法
企画提案書の提出後、プレゼンテーションを実施し、審査委員会において、評価基準に基づき総合的に評価し、本業務の実施に最も適すると認められる者を本業務委託の優先交渉権者として選定する。
※プレゼンテーションは、出席者を3名以内とし、業務責任者は必ず出席しなければならない。また、時間は20分以内とし、その後、質疑応答を10分程度予定。
- (2) 評価基準
評価は、別紙「審査基準表」による。
評価の合計点が上位の者を優先交渉権者に決定し、次に得点の高かった者を次点の交渉権者として決定する。提案者が1者の場合、評価の合計点が最低基準点以上であれば優先交渉権者とする。ただし、評価の合計点が最低基準点未満の参加事業者は契約候補から除外する。
- (3) 審査結果
審査結果の通知は、参加した全ての事業者に電子メールにて通知する。
- (4) その他
企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布などによる説明は不可とする。ただし、説明用としてパワーポイント等の利用は可能とする。プロジェクター及びスクリーンは釧路市で用意するが、それ以外の備品等を使用する場合は、参加する事業者が用意すること。
なお、審査委員会での選考は非公開で行う。また、選考結果に対する異議申立は受理しない。

1.2 結果の公表

審査結果については、釧路市ホームページにて公表する。

1.3 契約の締結

本業務の委託先業者に選定された業者は、釧路市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

1.4 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 優先交渉権者決定までの期間に参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (3) 企画提案書が、受付期間内に提出されなかった場合。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (5) 見積額が提案上限額を超えている場合。
- (6) プレゼンテーションに参加しなかった場合。
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (8) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合。

1.5 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用はすべて参加する事業者の負担とする。
- (2) 書類提出後の修正又は変更はできない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、釧路市が承諾したものについては、この限りではない。
- (3) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、釧路市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、釧路市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出書類において、令和9年度業務に向けた参考提案書が含まれるが、本件業務契約は令和9年度計画策定支援業務の契約を約束するものではない。